

三重県薬剤師奨学金返還支援事業に関するQ & A

三重県医療保健部薬務課

<用語>

Q&A 中の用語については、三重県薬剤師奨学金返還支援事業実施要領で使用する用語のとおりです。

2 対象者（薬学生）向け

（1）申請について

Q1-01 申請等に必要書類を入手するにはどうすればいいですか。また、申請はどのようにするのですか。

- 申請書は県薬務課ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/LIFE/HP/m0076100169.htm>

申請する場合は、募集期間中に下記の「書類提出先」に必要書類を提出してください。

<書類提出先>

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県医療保健部薬務課

※郵送の場合は、封筒の表に「三重県薬剤師奨学金返還支援事業応募」と朱書きし、必ず郵便局の窓口で「簡易書留」の手続きをとってください。

※持参する場合は、土曜・日曜及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

Q1-02 助成候補者の対象は、薬学生のみですか。既卒者や博士課程は対象とらないのでしょうか。

- 薬学生のみを対象としています。

Q1-03 三重県出身者以外も対象になりますか。

- 県外出身者でも対象となります。居住地や学校の所在地で、制限を設けていません。

Q1-04 対象となる「奨学金」はどのようなものですか。

- 薬学部5、6年次に貸与を受けた次のいずれかの奨学金で、貸与を受けた本人が返還義務を負うものが対象です。対象か判断できない場合は、お問い合わせください。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

イ 地方公共団体が設ける奨学金

ウ ア、イ以外の奨学金であって、知事が適当と認めるもの

※保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」は対象になりません。

Q1-05 日本学生支援機構第二種奨学金は対象になりますか。

- 対象になりますが、利息や延滞金は含まれません。

Q1-06 「対象病院」とはどこですか。

- 対象病院のリストは、県薬務課ホームページで確認できます。なお、対象病院は追加、取り消される場合がありますので、こまめにご確認ください。

URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/LIFE/HP/m0076100169.htm>

Q1-07 申請書等に押印は必要ですか。

- 押印は不要です。

Q1-08 申請者数が募集人数を超えた場合、助成候補者はどのように決定するのですか。

- 選考により、助成候補者を決定します。なお、認定を受けた方が認定期間中に認定の取消し等の措置を受けた場合は、次点の方が繰り上がり、認定を受けることとなります。

Q1-09 「奨学金貸与証明書」「奨学金返還証明書」は、どのようにして入手しますか。

- 貸与を受けている奨学金事業実施団体に「奨学金貸与証明書」「奨学金返還証明書」の発行を依頼してください。

「奨学生証」「返還誓約書」は証明書となりませんので、注意してください。

日本学生支援機構の奨学金の場合、発効までに時間を要する場合もあるので、余裕をもって請求してください。なお、スカラネットパーソナルの「詳細情報」及び「個人情報」のページも証明となりますので、ご活用ください。

また、他の奨学金の場合は、貸与期間、借入人氏名、返還計画、返還実績、返還額、発効日、発行元（貸与機関）を証明できるものを提出してください。

(2) 認定後について

Q2-01 助成候補者の認定を受けた後、大学の停学処分を受けたときや退学したときはどうなりますか。

- 認定取消となるため、速やかに届出（認定要領第7条様式第4号）をお願いします。

Q2-02 助成候補者の認定を受けた後、留年や休学した場合はどうなりますか。

- 卒業予定年度に卒業できない場合は認定取消となるため、状況について速やかに届出（認定要領第7条様式第4号）をお願いします。

Q2-03 助成候補者の認定を受けた後、就職ではなく大学院に進学した場合はどうなりますか。

- 認定取消となるため、速やかに届出（認定要領第7条様式第4号）をお願いします。

Q2-04 卒業年度に薬剤師国家試験に不合格となった場合は、認定取消となりますか。

- 認定取消となるため、速やかに届出（認定要領第7条様式第4号）をお願いします。

Q2-05 助成候補者として認定された場合、必ず対象病院に就職しなければなりませんか。

- 対象病院以外に就職することも可能ですが、当該奨学金返還支援を受けることはできません。対象病院に就職いただくことを前提として認定の申請をお願いします。

なお、対象病院に就職しないことが確定した場合は、認定取消となるため、速やかに届出（認定要領第7条様式第4号）をお願いします。

Q2-06 就職活動状況報告書はいつ提出したらよいのですか。

- 就職活動状況報告書の提出を依頼する通知の発出を予定しています。通知を受け取った場合は、定められた期日までに就職活動等の状況を報告してください。

Q2-07 就職先の対象病院への就職斡旋はしてもらえるのでしょうか。

- 対象病院への就職斡旋はしませんので、ご自身で対象病院へ就職活動を行ってください。

(3) 就業後について

Q3-01 薬剤師として常勤し、通算3年以上継続して雇用されることとありますが、就職年度の薬剤師免許取得までの期間や仮採用期間は対象外となるのでしょうか。

- これらの期間も含めて考えますので、基本的には、就職年度の翌々年の年度末にて3年が経過すると考えます。

Q3-02 常勤とは週何時間以上の勤務を指すのでしょうか。育児短時間勤務や部分休業でも対象になるのでしょうか。

- 所定労働時間が週 32 時間以上の職員として継続的に勤務していることが必要です。

Q3-03 他の奨学金返還支援制度等と併せて受けることができますか。

- 他の奨学金返還支援制度等と併せて受けることも可能ですが、奨学金借入額を超える額の助成を受けることはできません。交付申請時に、他の支援制度等の助成額がわかる資料等を添付いただき、その額を差し引いた額での交付申請となります。
なお、他の地方公共団体や企業等の規定で県の助成金との併用を不可としていることがありますので、ご活用を検討されている支援制度等を確認してください。

Q3-04 県内の病院Aに就職後、病院Bに転勤になった場合は対象となりますか。

- 同一法人等が運営する病院であり、病院A、Bともに対象病院として登録されている場合であって、病院A、B間で連携して人材育成プログラムの継続実施ができるのであれば、対象となる可能性がありますので、あらかじめご相談ください。

Q3-05 助成金の交付決定が取り消された場合、過去に受けていた助成金を全額返還する必要があるのでしょうか。

- 助成金の交付決定が取り消された場合、過去に受けていた助成金も含め、それまでに助成を受けた金額の全額を返金いただくこととなります。

Q3-06 自己都合で病院を退職するなど、助成を受けられる条件から外れる場合、既に受け取った助成金は、返還が生じますか。

- 対象病院での就業が3年に満たない場合は、助成金の交付決定が取り消される可能性があります。助成金の交付決定が取り消された場合、過去に受けていた助成金も含め、それまでに助成を受けた金額の全額を返金いただくこととなります。

Q3-07 奨学金を繰上返還した場合、助成金の交付はどうなりますか。

○ 就職日以降に繰上返還した場合は、返還の額に関わらず5、6年次に貸与を受けた額に対して、年40万円を上限として3年間助成します。

ただし、就職日より前に繰上返還した額については、本事業の対象外になりますので、ご注意ください。

Q3-08 奨学金の返還を滞納した場合、助成金の交付を受けることはできますか。

○ 正当な理由なく3か月以上滞納した場合は、助成金の交付決定が取消しになる可能性がありますので、滞納するおそれがある場合は、あらかじめ県にご相談ください。

Q3-09 常勤ではなくなった場合はどうなりますか。

○ 助成金の交付決定が取消しになる可能性がありますので、あらかじめ県にご相談ください。

Q3-10 就職後、助成対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、休職した場合の取扱いはどうなりますか。

○ 休職期間が長期にわたる場合、対象者への交付決定が取消しになる可能性がありますので、事前に詳細等を含めてご相談ください。

Q3-11 県外に在住しながら県内の対象病院に勤務する場合でも助成対象になりますか。

○ 県外にお住まいの場合でも、助成対象になります。